主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人高橋一心の上告趣意について。

本件強盗は、原判示のごとく被告人と他の六名と共謀の上で、行われたものであることは、原判決挙示の証拠によつて認めることができる。右のごとく共謀の事実が認められる以上は現場において、被告人が自ら暴行脅迫若しくは財物強取の行為をしなくても、他の共犯者のした強盗の所為について、共同正犯の責任を免れることはできない。又、原判決のした酌量減軽は強盗罪の成立を認定した上でなされたものであることは勿論である。所論は要するに原判決の認定と異る事実を主張し、原判決の事実の認定を非難することに帰着するのであつて、上告の理由として適法でない。

よつて、刑訴施行法第二条、旧刑訴第四四六条を適用して主文のとおり判決する。 右は、全裁判官一致の意見である。

検察官 草鹿浅之介関与

昭和二四年一〇月二九日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	霜	Щ	精	_
裁判官	栗	Щ		茂
裁判官	小	谷	勝	重
裁判官	藤	田	八	郎